

令和5年度佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業実施要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀県農福連携農業技術アドバイザー派遣事業実施要綱(以下「要綱」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの紹介依頼及び斡旋)

第2条 農業技術に関する専門家の派遣を要望する施設は、施設の所在地を所管区域とする農業振興センター長に対して、自らが必要と考える農業技術や使用を予定している農地等の説明を行い、技術指導が可能な農家等の紹介を依頼する。

2 前項の依頼を受けた農業振興センター長は、施設の希望を踏まえ、アドバイザーに適任と思われる農家等の斡旋にできる限り努めるものとする。

(アドバイザーの就任依頼)

第3条 施設は前条第2項において斡旋を受けた農家等に対してアドバイザー就任依頼を行い、了承を得ることとする。

2 施設は前項においてアドバイザー就任の了承を得た農家等(登録申請者)に要綱第5条第1項のアドバイザー登録申請を依頼するものとする。

(派遣申請回数)

第4条 派遣申請及び派遣に回数制限は設けない。但し、当該年度の累積派遣時間数は40時間(要綱第9条)までとする。

2 1 派遣申請において、複数回の派遣依頼を行うことができる。この場合、派遣日時欄に各回ごとの日時を列記するとともに、活動時間数欄に各回ごとの時間数を記入するものとする。

3 要綱別記第7号様式(派遣決定通知書)及び第8号様式(実施報告書)における派遣日時欄及び活動時間数欄の記載は、前項に準拠する。

(派遣日時の変更)

第5条 派遣決定以降の派遣日時の変更は、派遣決定年度内及び派遣決定時間数(謝金対象時間数)内に限り、可能とする。

2 第1項の変更を行う際は、登録アドバイザーの了解を得た後、事前に佐賀県就労支援室長に連絡するものとする。

(派遣状況の記録と確認)

第6条 登録アドバイザーの派遣を受けた施設は、派遣日時、活動時間、派遣場所、活動概要及び活動内容等を記録(様式は任意)し、派遣を受けた日の属する年度の翌年度から5年

間保存しなければならない。

2 施設の職員は、要綱第 11 条により提出された実績報告書の内容を確認し、施設確認欄に署名するものとする。

(活動時間数の端数処理)

第 7 条 要綱別記第 6 号様式 (派遣申請書)、第 7 号様式 (派遣決定通知書) 及び、第 8 号様式 (実施報告書) における活動時間数の合計において、1 時間未満の端数が 30 分未満のときは端数切り捨て、30 分以上のときは 1 時間に切り上げて謝金対象時間数とする。

(アドバイザー派遣決定等を行う際の意見聴取)

第 8 条 佐賀県就労支援室長は要綱第 10 条に定める派遣の決定及び要綱第 12 条に定める実施報告書の審査等を行うに当たって、アドバイザーの斡旋を行った農業振興センター長から、派遣申請書等に基づき、アドバイザー派遣の必要性、派遣期間、希望するアドバイザーの要否等について、必要に応じて、意見を聴取するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 提出された個人情報は、適正な事務処理のためのみ使い、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

附 則

この実施要綱細則は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。